

## 岡崎城公園多目的広場利用ガイドブック



令和8年6月

岡崎市

## 《目次》

1 本ガイドブックについて.....	1
2 公園概要 .....	1
(1)岡崎城公園について.....	1
(2)施設平面図.....	2
(3)利用可能時間.....	3
3 イベント等による利用までの流れ .....	3
4 岡崎城公園多目的広場で出来ること、出来ないこと .....	5
5 イベント等による利用条件.....	6
(1)公園利用及び有料公園施設の利用料金について.....	6
(2)許可条件 .....	6
(3)関係機関等への届け出.....	7
(4)注意事項 .....	7
6 ご利用にあたって .....	9
(1)予約の解除・利用の停止 .....	9
(2)「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置対象と なっている団体の排除 .....	9
7 困ったときは.....	10

【相談窓口】

岡崎市公園緑地課 電話 0564-23-7406

メール [koen@city.okazaki.lg.jp](mailto:koen@city.okazaki.lg.jp)

## 1. 本ガイドブックについて

本ガイドブックは、岡崎城公園の多目的広場でのイベント等の利用について定めたものです。

ご利用に際しては、本ガイドブックの内容を十分にご理解いただき、遵守すると共に、岡崎市及び指定管理者の指示に従ってください。

## 2. 公園概要

### (1) 岡崎城公園について

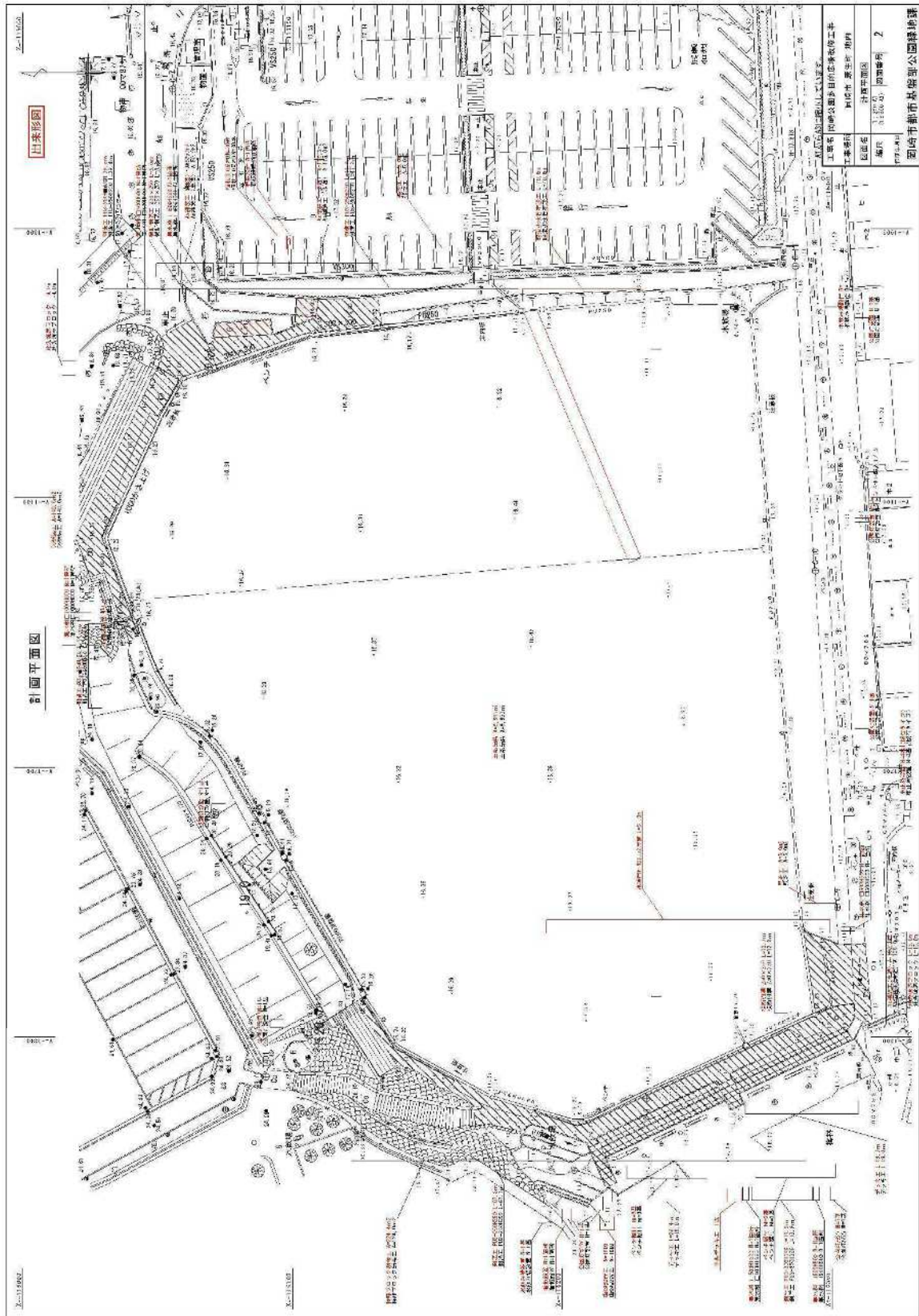
岡崎城公園は、この地に岡崎城が室町時代中期に築城され、明治 6 年に城郭がとりこわされたが、その城址を明治 8 年(1875)公園として県より許可を受けたもので令和7年(2025)には 150 周年を迎えます。

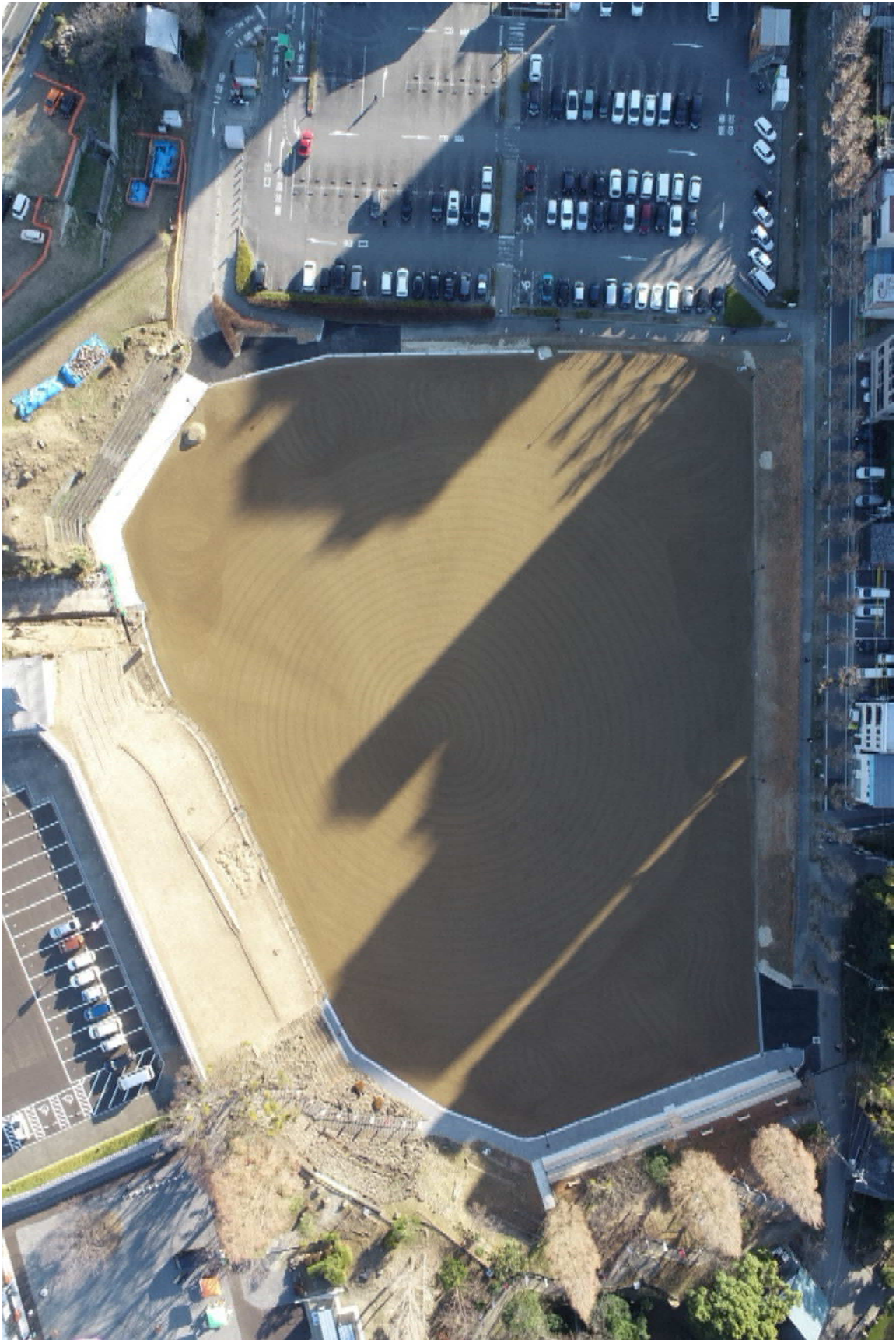
春は桜まつり、夏は花火大会など多くの観光客などが来訪する公園となっており、令和6年 12 月 26 日に岡崎公園から岡崎城公園へと名称変更を行いました。

### (2) 多目的広場について

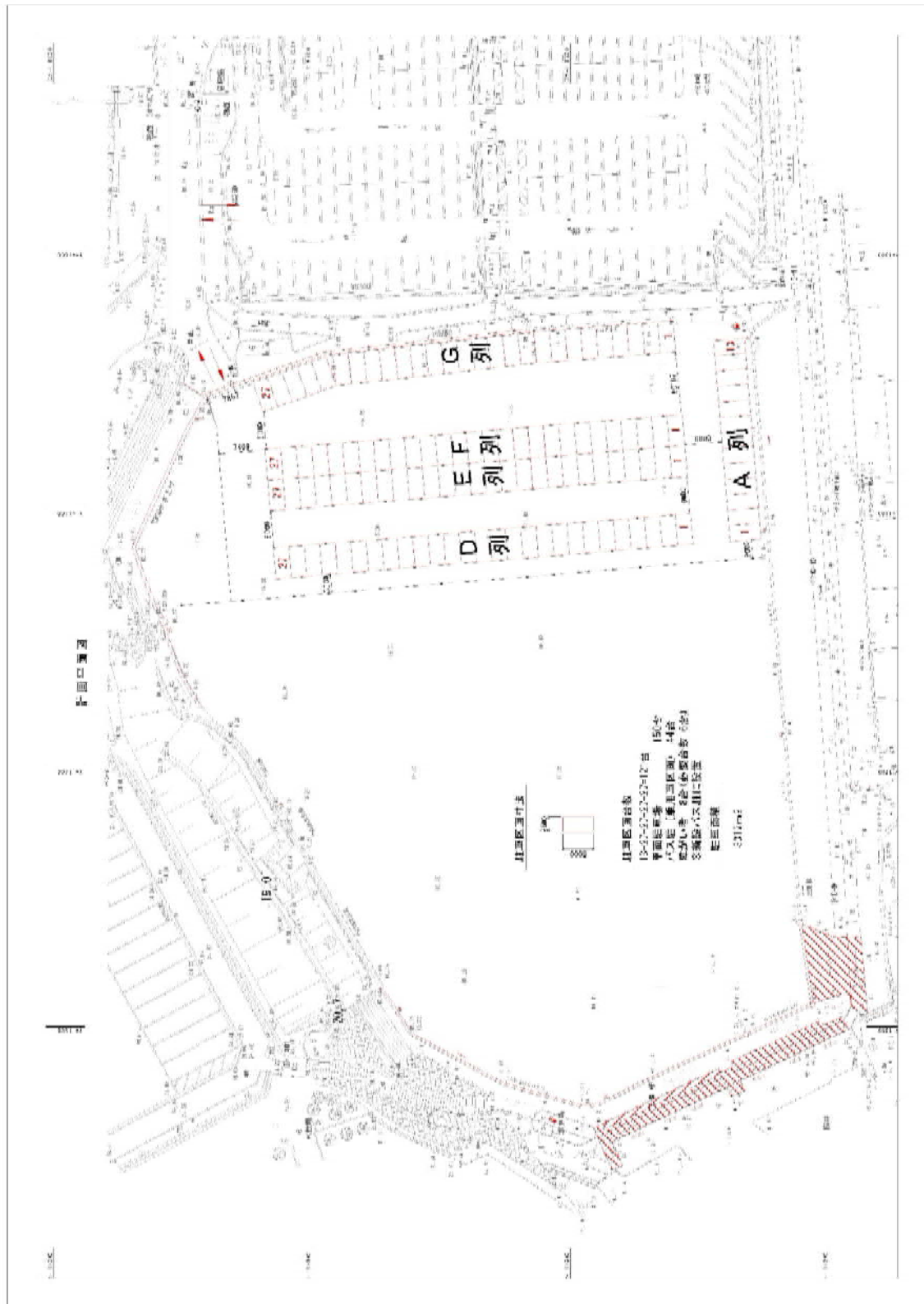
令和5年の大河ドラマ「どうする家康」の放送に伴う岡崎城公園のにぎやかしのために、イベントをしやすい空間として電源設備の設置など再整備を行いました。

(2)多目的広場平面図

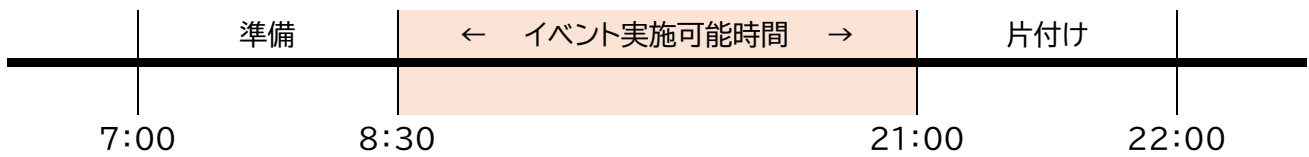




現在の利用状況(駐車場として東部分を利用しています。)



### (3)利用可能時間



準備可能時間:午前7時から

イベント利用及び電源設備の使用可能時間:午前8時30分から午後9時まで

※市長が認める場合にあっては、時間を延長することができます。

※「4.岡崎城公園で出来ること、出来ないこと」の「自由に出来ること」に該当する利用はこの限りではありません。

### 3. イベント等による利用までの流れ

#### 事前相談・仮予約のお問合せ

電話により事前相談、空き状況等をお問合せください。

※電話番号:岡崎市都市基盤部公園緑地課 0564-23-7406



#### 仮予約

仮予約を電話にてお申し付けください。

イベントの仮予約期間は原則、ご利用開始月の6ヵ月前から2週間前までとなります。

その後、「イベント開催申込書」をご提出ください。

※仮予約の受付は先着順です。

※音出しがあるイベントや規模が大きなイベント等については、岡崎城公園指定管理者、市、地元による岡崎城公園利用調整会議を実施し、利用の可否についてあらかじめ確認を行います。



#### 利用申込み

岡崎城公園多目的広場利用ガイドブックをご確認のうえ、「都市公園内行為許可申請書」、「有料公園施設利用許可申請書」及び下記書類に必要事項を記入しご提出ください。

1. 都市公園内行為許可申請書及び有料公園施設利用許可申請書
2. 行為内容の分かる資料(企画書、事業概要書、チラシなど)
3. 利用場所図面

※有料公園施設利用許可申請書は電源設備を使う場合のみ提出してください。



#### 利用審査、許可証等発行

申請書を受領後、企画内容等を審査します。

規模の大きなイベントなどは、近隣住民に向けた事前説明又はチラシのポスティングなどのご協力をお願いする場合があります。内容に疑義があった場合や調整が必要な場合はご連絡します。

調整後、許可証、納入通知書の発行をします。



### 料金のお支払い

利用料が発生する場合、納入通知書を発行しますので、原則利用料金通知書発行日から 20 日以内かつ、利用日の前日までにお振込みでお支払いください。

料金の支払いを確認後、許可証をお渡しします。



### 事前調整

提出書類に変更がある場合は、都度御相談ください。

イベント内容により、保健所や消防署などへの届出が必要な場合は、申請者にて届出てください。



### 実施

設営から撤去までの安全管理などは、申請者で行っていただきます。

苦情等があった場合には、真摯に対応してください。

ご利用後は原状回復をお願いします。

事後に不適切な事項があったことが確認された場合等において、事実確認をさせていただき、次回以降許可しないことがあります。

#### 4. 岡崎城公園多目的広場で出来ること、出来ないこと

【自由に出来ること(※許可等は不要です)】

(ラジオ体操、ピクニック、他の利用者に迷惑がかからない遊びなど)



【許可を得たら出来ること】

(飲食イベント、マルシェ及び展示会など)



【公園で出来ないこと】

(音楽イベント、施設をいためること、激しいスポーツ、スケートボード、たばこなど)



## 5. イベント等による利用条件

### (1) 公園利用及び有料公園施設の利用料金について

利用料金及び有料公園施設利用料金は、岡崎市都市公園条例で定められています。

#### ① 公園利用料金

物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1㎡日額	50円
業として写真の撮影	日額	550円
業として映画の撮影その他これに類するもの	日額	5,550円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	1㎡日額	20円

・利用料金は積み上げ方式です。テントや席等の面積のみに利用料金が発生します。

例) 露店営業(5㎡の店舗を3店舗出したい)→ $5\text{㎡} \times 3\text{店舗} \times 50\text{円} = 750\text{円} / \text{1日}$

無料でヨガ教室(50㎡使いたい)→ $50\text{㎡} \times 20\text{円} = 1,000\text{円} / \text{1日}$

#### ② 有料公園施設利用料金

岡崎城公園電源設備	1基(2口)1時間につき	100円
-----------	--------------	------

・電源設備の使用料は、1日1基につき最大500円(ただし、営利のための利用は最大1,000円)

・電源設備を営利のため利用するものは2倍

・1基(2個口)につき、合計15Aまで使用可能

・1個口の最大容量は15A

・容量を超えた場合には、基ごとでブレーカーが落ちます。

・電源が必要となる場合、公園内の電源設備を原則利用してください。

#### ③ 利用料金返納等の取扱い

既納の利用料金は原則還付しません。

### (2) 許可条件

- ・公園施設及びその附属物を損傷し、又は汚損しないこと。
- ・植物を採取し、又は損傷しないこと。
- ・土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- ・指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- ・指定された立入禁止区域に立ち入らないこと。
- ・指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れないこと。
- ・張紙、貼札その他の広告物を表示しないこと。
- ・他人に危害を加え、若しくは迷惑となる物品、動物等を携帯し、又は連行しないこと。
- ・都市公園をその用途以外に利用しないこと。
- ・公園施設を損傷した場合は利用者が原状回復すること。
- ・他法令等による関係機関の許可が必要な場合は、事前に許可を受けること。
- ・上記の他に、関連法令に従うこと。

(3)関係機関等への主な届け出

届出の種類	担当部署	連絡先	備考
飲食イベント届	岡崎市保健衛生課 食品衛生係	0564- 23-6068	飲食提供を伴う行事を開催する場合は提出してください。
露店等の開設届出書	岡崎市消防本部 東消防署南分署	0564- 54-0119	多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設するときは、あらかじめ届け出てください。 <a href="#">電子申請はこちら</a>
火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為届	岡崎市消防本部 東消防署南分署	0564- 54-0119	火災と紛らわしい煙又は火災(軽微)を発するおそれのある行為をする場合は、あらかじめ届け出てください。 <a href="#">電子申請はこちら</a>

※その他関係する機関で必要な手続きを行うようにしてください。

(4)注意事項

レイアウト 装飾等	<ul style="list-style-type: none"><li>・公園内施設の運営を妨げないようにしてください。</li><li>・スピーカーを設置する場合、民家に向けて設置しないようにしてください。(基本的に西向きにしてください。)</li><li>・通路として4m確保するようにしてください(最低2mはお願いします。)</li><li>・テントなどの位置を決定するバミリはイベント開催日の前日から認めます。また、申請書にその旨を記載してください。</li><li>・テント等の安全対策は原則ウエイトで対応してください。</li></ul> ※テント等のセッティング時は、ウエイトを1脚につき20kg以上設置することを推奨します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・地中に遺構があり史跡保護が必要なため、杭・ペグ等の打ち込みは原則禁止しますが、岡崎市教育委員会事務局社会教育課岡崎城跡係(Tel0564-23-7270)に対して手続きをしていただければ場合によっては可能性としてありますので、御相談ください。</li><li>・多目的広場には公園灯以外の夜間照明はありません。夜間利用の場合は投光器等の持ち込みが必要です。</li></ul>
車	<ul style="list-style-type: none"><li>・用途なく公園内に常駐することをご遠慮ください。</li><li>・荷物の搬出入が終わり次第、速やかに岡崎城公園駐車場等へ移動してください。</li><li>・イベント参加者、出店者等の路上駐車・駐輪が無いよう、アナウンスや定期的に見回りなどをしてください。</li><li>・搬出入口は城南亭方面から1箇所のみです。</li><li>・誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保するようにしてください。</li></ul>
騒音 迷惑行為	<p><b><u>・音楽イベントは全面禁止とします。(BGMのようなものについてはこの限りではありません。また、マルシェ等のイベントの中にコンテンツとして音楽演奏がある場合も認めません。)</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・音量には、十分に注意してイベント等を実施してください。</li><li>・園内で行われる他のイベントなどにより、音出しの時間を制限する場合があります。</li><li>・他の来園者にも配慮したご利用をお願いします。</li><li>・音、振動など近隣住民に配慮してご利用ください。</li></ul>
搬出入	<ul style="list-style-type: none"><li>・車両進入時は、ハザードランプを点け、徐行で走行してください。</li><li>・荷物の搬出入が終わった後は、公園入口のバリカーを最低1本又はカラーコーンを設置して一般の車両が入らないようにしてください。</li></ul>
夜間仮置き	<ul style="list-style-type: none"><li>・前日準備や連続利用により夜間も資材を置く場合は、主催者の責任、負担において夜間警備対応等を行ってください。</li><li>・他の公園利用者の安全に留意してください。</li></ul>
備品等の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・テープ等を使用する際は、跡が残らないようにしてください。</li><li>・搬出入時、イベント開催中は、所定の場所以外へ物品等を放置することが無いようにしてください。</li><li>・のぼり等は、イベント名が分かるようにしてあるもの、市及び市が関連する施策のPR</li></ul>

となるもの以外は原則禁止です。

**OKとする例**

- ・イベント名のみが書かれたのぼり
- ・岡崎おもてなしキャラバン隊、地球温暖化防止隊、昇龍氷と書かれたのぼり

**NGとする例**

- ・チュロスを販売しているキッチンカーが単にチュロスと書く等、商品名の書かれたのぼりを出す
- ・基本的なイメージについては以下の図のとおりです。



※利用範囲がむやみに広がらないこと、公園のイメージを損なうことがないようなイメージとして提示しています。

その他

- ・ごみは主催者で持ち帰るようにしてください。イベント終了後、ごみが落ちていないか確認をしてください。
- ・煙が出るような調理方法はご遠慮ください。
- ・使用期間中、イベントの責任者は必ず会場に常駐し、許可証を携行して下さい。
- ・公園内は禁煙です。また、焚火も原則禁止です。
- ・施設を傷めるスケートボード等は禁止です。
- ・施設を損傷した場合は、原因者で復旧して下さい。
- ・多目的広場は土のため、雨天時等に土がつきやすくなります。仮に車により土を引っ張って道路を汚した場合などはきれいにしていただきます。
- ・AED（自動体外式除細動器）は岡崎城及び三河武士のやかた家康館に配置されています。（開館中利用可能）
- ・音楽イベントは全面禁止です。（再掲）

## 6. ご利用にあたって

### (1) 予約の解除・利用の停止

次の事項に該当する場合は、予約解除・利用停止を言い渡す場合があります。

- ・「3. (2) 許可条件」の各項に該当すると認められた場合
- ・所定の期日までに入金を確認できない場合
- ・過去に無断でキャンセルした場合
- ・天災地変や不測の事故、災害など不可抗力により本公園の利用が不可能となった場合
- ・本公園の安全、管理、運営の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
- ・関係官公庁より中止命令が出た場合
- ・過去に使用面積計算等で不正があった場合
- ・過去に主催者及び出店者等にルール違反等があり改善が認められない場合

### (2) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 2 月 24 日合意)に基づく

排除措置対象となっている団体の排除

次の内容に該当する場合、利用できません。

- ・申請者等が暴力団員であると認められる団体
- ・暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体

## 7. 困ったときは

Q 利用受け窓口はどこか。

A 市役所公園緑地課(西庁舎4階)です。

Q 施設を破損してしまった。

A 市役所公園緑地課(0564-23-7406)までご連絡ください。

Q ブレーカーが落ちてしまった。

A 電源ボックス内にあるブレーカーをあげてください。

Q 備品を借りたい。

A 貸出備品はありません。

Q 公園の鍵はいつ、どこで借りられるか。

A 実施日の1週間前から、市役所公園緑地課(西庁舎4階)で貸出を行います。

Q 緊急時(閉庁日)の連絡先はどこか。

A 0564-23-6000(市役所代表番号)にご連絡ください。

Ver.3 2026 年6月4日